

吹田市財務規則抜粋

(契約保証金の納付)

第 113 条 本市の契約の相手方は、施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定により、契約保証金を納付しなければならない。ただし、基本契約にあつては、この限りでない。

2 契約保証金の額は、契約金額（単価契約にあつては、契約単価に予定数量を乗じて得た額に消費税額及び地方消費税額を加えた額（以下この項において「支出負担見込額」という。））（長期継続契約にあつては、総額契約の契約金額又は単価契約の支出負担見込額の 1 年当たりの額。以下この条及び第 115 条において同じ。）に次の各号に掲げる契約の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額以上とする。

(1) 建設工事（修繕の工事を除く。以下この条及び第 115 条において同じ。）の請負契約 100 分の 10

(2) 前号に掲げる契約以外の契約 一般競争入札の方法による場合においては 100 分の 10、指名競争入札又は随意契約の方法による場合においては 100 分の 5

3 次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、前項に規定する契約保証金の額を減額する。

(1) 建設工事の請負契約以外の契約を指名競争入札又は随意契約の方法により締結する場合であつて、契約の相手方が指名競争入札参加有資格者であつて過去 2 年の間（長期継続契約にあつては、1 年以上前）に国又は地方公共団体と種類及び規模（長期継続契約にあつては、1 年当たりの規模）をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結してそれらの全てを（長期継続契約にあつては、それらを過去 2 年間のうちの 1 年以上の間）誠実に履行したものであり、契約金額が 10,000,000 円以上であるとき 契約金額に 100 分の 3 を乗じて得た額以上とする。

(2) その他契約担当者が特に必要があると認めるとき 契約担当者が適当と認める額とする。

4 前項の規定の適用を受けようとする者は、同項第 1 号に該当することを理由とする場合にあつては同号に該当することを確認することができる書類及び契約保証金減額申請書により、同項第 2 号に該当することを理由とする場合にあつては契約担当者が定めるところにより、市長に申請しなければならない。ただし、同項第 1 号に該当することを理由とする場合において本市との契約によつて同号に該当することを確認できるとき、又は同項第 2 号に該当することを理由とする場合において契約担当者がその必要がないと認めるときは、当該申請書等を提出することを要しない。

5 契約保証金の納付の方法等については、第 96 条第 3 項の規定を準用する。この場合において、同項中「入札担当者」とあるのは、「契約担当者」と読み替えるものとする。

(契約保証金の納付に代わる行為)

第 114 条 契約保証金の納付は、次に掲げる行為をもつて代えることができる。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 保険会社との間に締結した本市を被保険者とする履行保証保険契約（保険金額が前

条第2項及び第3項に規定する契約保証金の額に相当する額以上であるものに限る。)に係る保険証券の提出

(4) 省略

(契約の保証の免除)

第115条 次の各号のいずれかに該当するときは、契約の保証(前2条の規定による契約保証金の納付及びこれに代わる行為をいう。次項において同じ。)を免除する。

- (1) 法令に基づき代金の納付について延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (2) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (3) 随意契約の方法により契約を締結する場合において、その締結の日から15日以内に契約が履行されるとき。
- (4) 国又は他の地方公共団体と契約を締結するとき。
- (5) 建設工事の請負契約を締結する場合であつて、設計金額が2,000,000円以下であるとき。
- (6) 建設工事の請負契約以外の契約を指名競争入札又は随意契約の方法により締結する場合であつて、契約の相手方が指名競争入札参加有資格者であつて過去2年の間(長期継続契約にあつては、1年以上前)に国又は地方公共団体と種類及び規模(長期継続契約にあつては、1年当たりの規模)をほぼ同じくする契約を2回以上締結してそれらの全てを(長期継続契約にあつては、それらを過去2年間のうちの1年以上の間)誠実に履行したものであり、契約金額が10,000,000円未満であるとき。
- (7) 建設工事の請負契約以外の契約を指名競争入札又は随意契約の方法により締結する場合であつて、契約金額が5,000,000円未満であるとき。
- (8) 電気又はガスの供給を受ける契約(電気事業法(昭和39年法律第170号)第17条第1項又はガス事業法(昭和29年法律第51号)第47条第1項の規定による託送供給を受けることができるものに限る。)を締結するとき。
- (9) その他契約担当者が特に必要があると認めるとき。